

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 条 例

○北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………（議会事務局総務課） 1

## 条 例

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道条例第29号

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費、食卓料、日当、支度料及び外国旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改め、「、別表第1に掲げるもののほか」を削り、同条第3項中「参会したとき」の次に「(住所地と招集地の間の往復の旅行経路の距離が議長の定める距離以上の場合であって、当該会議の開催日の前日に住所地から招集地へ旅行する必要があると議長が認めるときを含む。)」を加え、「別表第2」を「別表」に、「車賃又は宿泊料」を「その他の交通費又は宿泊費」に改め、同項第2号中「実」を削り、同項第3号中「実」を削り、同条第4項本文中「旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び日当」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同項ただし書中「前項前段」を「同項前段」に、「旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び日当」を「宿泊

費及び宿泊手当」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

## 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。